



独占禁止法対応サービス

経済分析に基づく企業結合審査サポート

独占禁止法(以下、「独禁法」)関連のリスク管理が、M&Aの成功に重要な影響を与えます。我が国および主要国の競争法のもとでは、一定の取引分野における競争を実質的に制限することになる企業結合が禁止されており、M&Aの計画のうち、一定の要件を満たすものについては事前届出の義務が課されています。そして、我が国における公正取引委員会および海外の独禁当局は、審査の結果、競争制限的な影響が重大であると判断した場合、問題解消措置を求め、あるいはM&A自体を排除する決定に至ることがあります。

当局は、法的形式よりも、予定されているM&Aが市場に与える実質的な影響を重視して判断を行います。したがって、当局の判断材料となる当事者が経済的事実や分析を積

極的に提供することで、スムーズな審査が可能となります。デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー(DTFA)の専門家は、M&A当事者や代理人と、当局との間のコミュニケーションを円滑なものとするため、以下のようなサポートを提供しています。

①簡易的リスク分析(デューデリジェンス)

M&Aの計画を具体化する段階で、そのM&Aが競争制限的なものとして当局が介入するリスクがどの程度あるか、把握しておく必要があります。DTFAは、簡易分析の結果、一定のリスクが生じると考えられるものについては、市場の構造や競争の状態を分析し、リスクの度合いや当局から指摘を受けられる可能性のある論点、それらに対する対応

のポイントなどをレポートにまとめアドバイスを行います。

②事前相談に係わる経済分析報告書の作成

上記の分析に基づき、当局に提出することを前提とする経済分析報告書を作成します。ポイントとしては、SSNIPテスト(小さいが実質的で一時的でない価格引上げによる利潤の増減分析)などに基づく代替性や競争圧力の分析、商品の範囲や地理的範囲の分析などにより、市場の確定を行います。そして、定義された市場において、計画されたM&Aがどのような影響を与えるのか、計量経済学的手法に基づき分析します。報告書は、当局の批判的審査に耐えうるよう、合理的、客観的なものである必要があります。

③当局とのコミュニケーション支援

事前相談、および正式な審査において、経済分析レポートに基づき、当局に対してプレゼンテーションを行います。また、当局の関心事項あるいは質問に対する回答の準備をサポートします。当局が独自の経済分析を行い意見を提示する場合、第三者的立場から主要な論点についてのコメントを提供し、当局とのコミュニケーションをスムーズなものとしします。

④グローバル M&A の対応

クロスボーダー案件や、多国籍企業の M&A においては、我が国だけではなく、海外の当局においても同様の企業結合審査が行われます。デロイトトーマツのメンバーファームは主要国において、独禁法対応のエコノミストや専門家を豊富に有しています。DTFA はこうした海外専門家とグローバルチームを組成し、各国での審査対応をサポートします。

⑤問題解消措置実施のモニタリング

当局の審査において、計画された M&A の市場への影響が重大であるとの判断に基づき、問題解消措置が命じられる場合があります。問題解消措置の具体例としては、事業譲渡・組合関係の解消、情報遮断措置、差別的取り扱いの禁止などがあります。これら

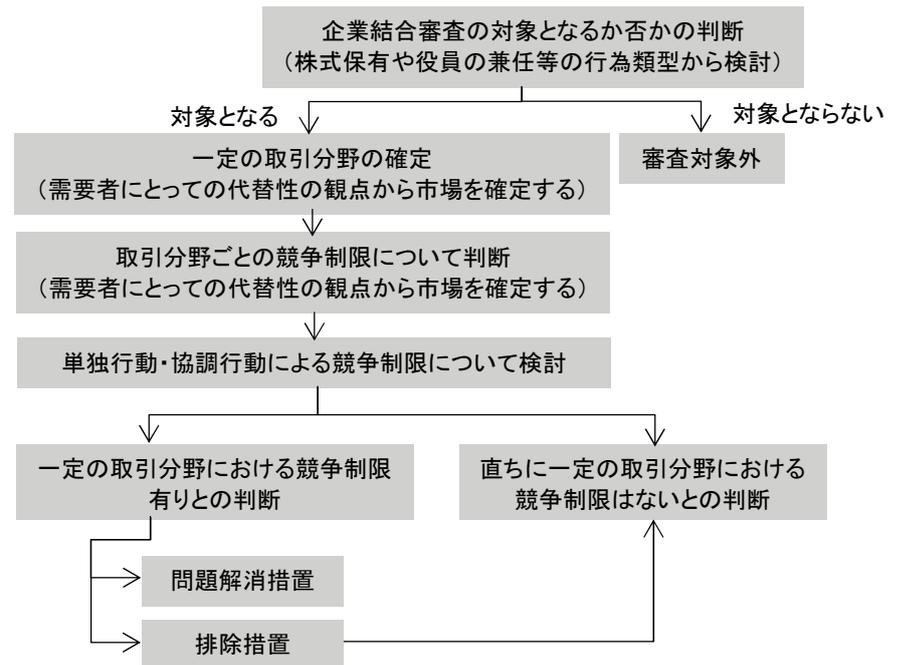
が適切に実施されているかどうかを当局に報告する必要がある場合、DTFA が第三者的なモニタリングトラスティ(問題解消措置の実施状況を監視し当局に報告する機関)としての役割を果たすことが可能です。

⑥その他の独禁法関連サービス

DTFA の専門家は、①カルテル事案におけ

る課徴金・制裁金の合理性分析、②制裁金等の支払能力分析、③カルテルに起因する消費者や取引先等からの損害賠償請求訴訟における損害分析、④優越的地位濫用など独禁法上の行為に関わる経済分析など、様々な独禁法上の課題への対応をサポートしています。

一般的な企業結合審査のフローチャート



デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社

ディスピュートサービス

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル

Tel 03-6213-1180 Fax 03-6213-1085

E-mail dtfa_dispute@tohatsu.co.jp

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](https://www.facebook.com/deloitte)、[LinkedIn](https://www.linkedin.com/company/deloitte)、[Twitter](https://twitter.com/deloitte) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド (“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Financial Advisory LLC.



IS 669126 / ISO 27001